に重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該連結法人の各連結事業年度における同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該連結法人の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

第六十八条の百七の二第二項の次に次の二項を加える。

3　当該連結事業年度において内部取引がある連結法人は、当該内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、当該連結事業年度の法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

4　連結法人の当該連結事業年度の前連結事業年度（当該連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結法人のその前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）の一の国外事業所等との間の内部取引（当該連結法人が当該連結事業年度において当該一の国外事業所等を有することとなつた場合には、当該連結事業年度の当該一の国外事業所等との間の内部取引）が次のいずれにも該当する場合又は前連結事業年度等の当該一の国外事業所等との間の内部取引がない場合として政令で定める場合には、当該連結法人の当該連結事業年度の当該一の国外事業所等との間の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一　内部取引の対価の額とした額の合計額が五十億円未満であること。

二　内部取引（特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

第六十八条の百十第一項中「」の」の下に「同条第一項に規定する」を加える。

第六十八条の百十一第一項中「の収益の分配の額」を「の同条第一項に規定する収益の分配の額」に改める。

第六十九条の三第四項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第六十九条の三第一項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七条の規定による申告書」とする」に改める。

第七十条の二第六項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第七十条の二第四項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする」に改める。

第七十条の三第六項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第七十条の三第四項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする」に改める。

第七十条の四第一項中「受けた者（」の下に「次条第九項各号を除き、」を加え、「申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。）」を「期限内申告書（」に改め、同項第一号中「の設定」の下に「（当該農地等につき民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定があつた場合において当該受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける当該設定を除く。）」を加え、同条第十八項中「鉄道事業法」の下に「（昭和六十一年法律第九十二号）」を加え、「（以下第二十項までにおいて「地上権等」という。）の設定」を「の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。以下第二十項までにおいて「地上権等の設定」という。）」に改め、同条第二十二項中「設定（」の下に「民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。）」を加える。

第七十条の四の二第一項中「」の設定」の下に「（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する猶予適用者とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める受贈者をいう。

一　前項第一号に掲げる貸付けが行われた場合　前条第一項本文の規定の適用を受ける受贈者

二　前項第二号又は第三号に掲げる貸付けが行われた場合　前条第一項本文の規定の適用を受ける受贈者の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすもの

イ　前項第二号又は第三号に掲げる貸付けが行われた日において六十五歳以上である受贈者　前条第一項本文の贈与に係る同項に規定する贈与税の申告書の提出期限から当該貸付けが行われた日までの期間（ロにおいて「適用期間」という。）が十年以上であること。

ロ　イに掲げる受贈者以外の受贈者　適用期間が二十年以上であること。

第七十条の四の二第九項中「受贈者の」を「場合の」に、「要件を満たす者」を「受贈者」に改め、同項に次の一号を加える。

十一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第百二十七条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

第七十条の六第一項中「申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。）」を「期限内申告書（」に改め、同項第一号中「の設定」の下に「（当該特例農地等につき民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定があつた場合において当該農業相続人が当該特例農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける当該設定を除く。）」を加え、同条第十九項中「同条第十五項」を「第七十条の四第十五項」に改め、同条第二十二項中「（以下第二十四項までにおいて「地上権等」という。）の設定」を「の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。以下第二十四項までにおいて「地上権等の設定」という。）」に改め、同条第二十八項中「設定」の下に「（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。）」を加える。

第七十条の六の二第一項中「」の設定」の下に「（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第百二十七条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

第七十一条の十六第一項中「（放送法」の下に「（昭和二十五年法律第百三十二号）」を加える。

第七十四条から第七十四条の三までの規定、第七十六条及び第七十七条の二中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第八十条第一項中「認定」を「認定又は」に改め、「又は同法第百二十二条第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に係る同法第百二十一条第一項若しくは第百二十二条第一項の認定」を削り、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「株式会社の設立」を「会社の設立」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「当該株式会社の資本金の額に千分の三・五を乗じて計算した金額（当該金額が七万五千円に満たない場合には、七万五千円）」を「次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　株式会社　当該株式会社の資本金の額に千分の三・五を乗じて計算した金額（当該金額が七万五千円に満たない場合には、申請件数一件につき七万五千円）

二　合名会社又は合資会社　申請件数一件につき三万円

三　合同会社　当該合同会社の資本金の額に千分の三・五を乗じて計算した金額（当該金額が三万円に満たない場合には、申請件数一件につき三万円）